平成２１年（フ）第２１７３６号
東京都西多摩郡檜原村6137
破産者　清水　義博
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７５３号
神奈川県横浜市旭区若葉台４丁目３番1104号
破産者　株式会社末廣シーリング
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７５４号
神奈川県横浜市旭区若葉台４丁目５―1301
破産者　末廣　大作
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７８３号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷５丁目26―７
破産者　塚越　孝司
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１０号
東京都世田谷区鎌田３丁目13番10号
破産者　有限会社メイズ・プロダクション
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１３号
千葉県千葉市中央区祐光２丁目14―13―404
破産者　川久保圭介
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８４５号
埼玉県ふじみ野市苗間１丁目６番10号
破産者　丸匠建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８４７号
千葉県八千代市八千代台南２丁目27―３―C―102
破産者　渡邉　有子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８５１号
東京都港区台場１丁目５―６―301
破産者　平木　幸二
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８６９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4377―１―202
破産者　粟野　　穣
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８７８号
京都府京都市中京区西ノ京伯楽町27―７―101
破産者　山内　　進
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８７９号
京都府京都市中京区西ノ京伯楽町27―７―101
破産者　山内ひとみ（旧姓金城）
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８８２号
山形県米沢市通町５丁目４―65
破産者　松田　　稔
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３５号
東京都葛飾区西亀有２―40―４―601、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区西亀有２丁目36番１―306号
破産者　有限会社早坂組
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３６号
東京都葛飾区西亀有２丁目36―１―306
破産者　早坂　義美
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９７８号
東京都青梅市東青梅６丁目42
破産者　高木　昌信
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２００１号
東京都港区白金６丁目４―３―602
破産者　御供　洋介
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０７６号
千葉県千葉市稲毛区黒砂４丁目15―６
破産者　門井マリルーこと　カドイ　マリルー　デ　レオン
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８２号
東京都新宿区四谷２丁目９番15―701号
破産者　日宝株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８４号
東京都府中市武蔵台１―25―47、住民票上の住所東京都府中市新町１丁目65―20
破産者　宍戸　英昭
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８５号
東京都府中市武蔵台１―25―47、住民票上の住所東京都府中市新町１丁目65―20
破産者　宍戸　惠利
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２７４号
東京都清瀬市竹丘３丁目３―１―211
破産者　久保　和之
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部